

名古屋北部民商ニュース

発行：2021年9月20日(月) No.441

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

世直し・人助けの民商を大きくしよう！！

県は コロナで苦しむ中小業者にもっと支援を！

9月7日（火）午後2時から、愛商連は県交渉を行い県下の民商から20人と県当局から9人が参加しました。昨年同様、感染防止対策のため人数をしばっての開催。その中でも、飲食業、建設業の会員が参加して、実情を訴えました。南民商の会員は「カウンター席で1m離せば6席になり、経営が成り立たない。やむなく休業しているが、コロナ後にお客が戻ってくるのか不安で夜も眠れない。」岡崎民商の建設業者は「ウッドショックで悩まされている。材料が半年先に2・5倍にもなってしまう」と悩みを語りました。刈谷民商の居酒屋の会員は「6月の協力金がまだ入金されない。40日経っても何も連絡がないので電話したがたらいまわしにされた」と発言。担当者は「申請方法が変わり、時間がかかるようになった。コールセンターの対応については改めたい」と答えました。「あいスタ（ニューあいちスタンダード）認証制度」について、東部民商の加藤さんから「巷では、認証を受けないと営業できなくなると噂になっている。その件についてははっきり言ってほしい」と発言。「あいスタ認証がなくても営業できます。それは断言します」と返答。星野常任理事は、「今のような状態は標準ではない。みんなが努力、我慢していることを標準とするネーミングは改めるべきだ」と指摘。「カウンターの客の後ろを人が通ると1mの距離が取れないと認証をもらえなかったラーメン屋がある。認証がもらえない店は、協力金がもらえず、通常営業するという。協力金と「あいスタ」は峻別すべき。他都市と比べても愛知県の制度には明確なビジョンが欠けている」と厳しく質しました。県側は「申請数は現在、14273件で、認証数は6789件（飲食店4万店舗のうち）。申請が間に合わないのは、県の責任なので申請中でも協力金対象とするなど、柔軟に対応していきたい」と回答しました。現在の「安心・安全宣言」から「あいスタ」への移行については「変更はない」との返答のため、愛商連として引き続き改善を要求します。「あいスタ」の申請をする方は、コールセンターに電話して郵送用の申請書を取り寄せましょう。



ハラスメント対策を考える① 弁護士 加藤 悠史（名古屋北法律事務所）

「セクハラ」や「パワハラ」など、いわゆる〇〇ハラスメントという問題が、色々な場面で取り上げられるようになり、企業経営でも避けては通れない問題となっています。2019年には、いわゆる「パワハラ防止法」が成立し、2022年4月からは中小企業も適用対象となります。セクハラ防止施策についても男女雇用機会均等法で法制化されています。そこで、これから数回の連載でハラスメント対策について連載したいと思います。「ハラスメント」というと「セクハラ」や「パワハラ」の他にも、妊娠した労働者への嫌がらせであるマタニティハラスメント、飲酒に伴う嫌がらせであるアルコールハラスメントなど、企業を取り巻くハラスメントは多様です。企業以外でもモラルハラスメントやアカデミックハラスメントなど、あげればきりがありません。では、「ハラスメント」とは何か？英語の翻訳としては、いじめとか嫌がらせなどと訳されますが、広い意味では、他者にとって「不快」と感じる行為や態度を意味するとされています。ここで、他者にとってという言葉がでてきますが、重要なのは、行為や態度をした本人の意図ではなく、他者がどう受け止めるかということです。河村名古屋市長が金メダルを噛んだ事件では、「恋愛禁止か？」「ええ旦那もらって」などとセクハラ発言をしたことも問題になっています。市長は、「セクハラという意識があったら言いません」と釈明していますが、行為者がどういう意図かは問題ではないですし、そのような釈明をしていること自体がセクハラに対する認識の甘さを感じます。

「愛知県感染防止対策協力金」の特例受付について

申請期間内に申請ができなかった方を対象に、特例で申請を受け付けます

＜受付期間＞9月15日から10月15日＜対象の協力金・・・2/8～3/21、3/22～4/19、4/20～5/31の実施分